「変貌する日中知財政策」

～産業発展と知財政策の歴史的変遷から
中国における知財政策の将来を予測する～

ジェトロ経済分析部知的財産課
アドバイザー　服部　正明

JETRO

もくじ

1．知的財産とは
2．特許制度の歴史
3．時代と共に変わる知財政策
4．米国の知財政策
5．日本の知財政策の歴史と現状
6．中国の知財政策の歴史と現状
・日中知財関連法規の比較
・苦悩する中国知財政策（アンチパテントとプロパテント）
・一方で進む先端技術開発
7．プロパテント政策の次に来る物とは
・技術標準とは
・特許を含む国際標準の増加
・日中韓連携の必要性

１．知的財産とは

○人の精神的な創造活動から生まれた創作物や、営業上の信用を表した標識などの経済的な価値を総称して知的財産 (権)と云う

(知的所有権、無体財産権とも呼ばれている)

○知財関連法規は産業･文化の発展を促進する為に、発明や創作をある一定期間独占権を与え意欲を喚起することを意図 ⇔ 独禁法

知的財産権の種類

創作意欲を促進

知的創造物についての権利

特許権（特許法）
- ○発明を保護
- ○出願から２０年

実用新案権（実用新案法）
- ○物品の形状等の考案を保護
- ○出願から１０年

意匠権（意匠法）
- ○物品のデザインを保護
- ○登録から１５年⇒**20年**

著作権（著作権法）
- ○文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- ○創作から死後５０年（法人は公表後５０年、映画は公表後７０年）

回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ○半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- ○登録から１０年

育成者権（種苗法）
- ○植物の新品種を保護
- ○登録から２５年（樹木３０年）

（技術上、営業上の情報）

営業秘密（不正競争防止法）
- ○ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止

信用の維持

営業標識についての権利

商標権（商標法）
- ○商品・サービスに使用するマークを保護
- ○登録から１０年（更新あり）

商号（会社法、商法）
- ○商号を保護

商品等表示、商品形態（不正競争防止法）

［以下の不正行為を禁止］
- 混同惹起行為
- 著名表示冒用行為
- 形態模倣行為
- ドメイン名の不正取得等
- 誤認惹起行為

産業財産権＝特許庁所管

（注）特許、実用新案、意匠及び商標を産業財産権といいます。

特許庁HPより http://www.jpo.go.jp/seido/index.htm

２．特許制度の歴史

出所：特許庁ホームページ

ベニス共和国
１４４３年
発明者条例

英国
１６２４年
専売条例

これが現在の特許法の考え方の起源と云われている

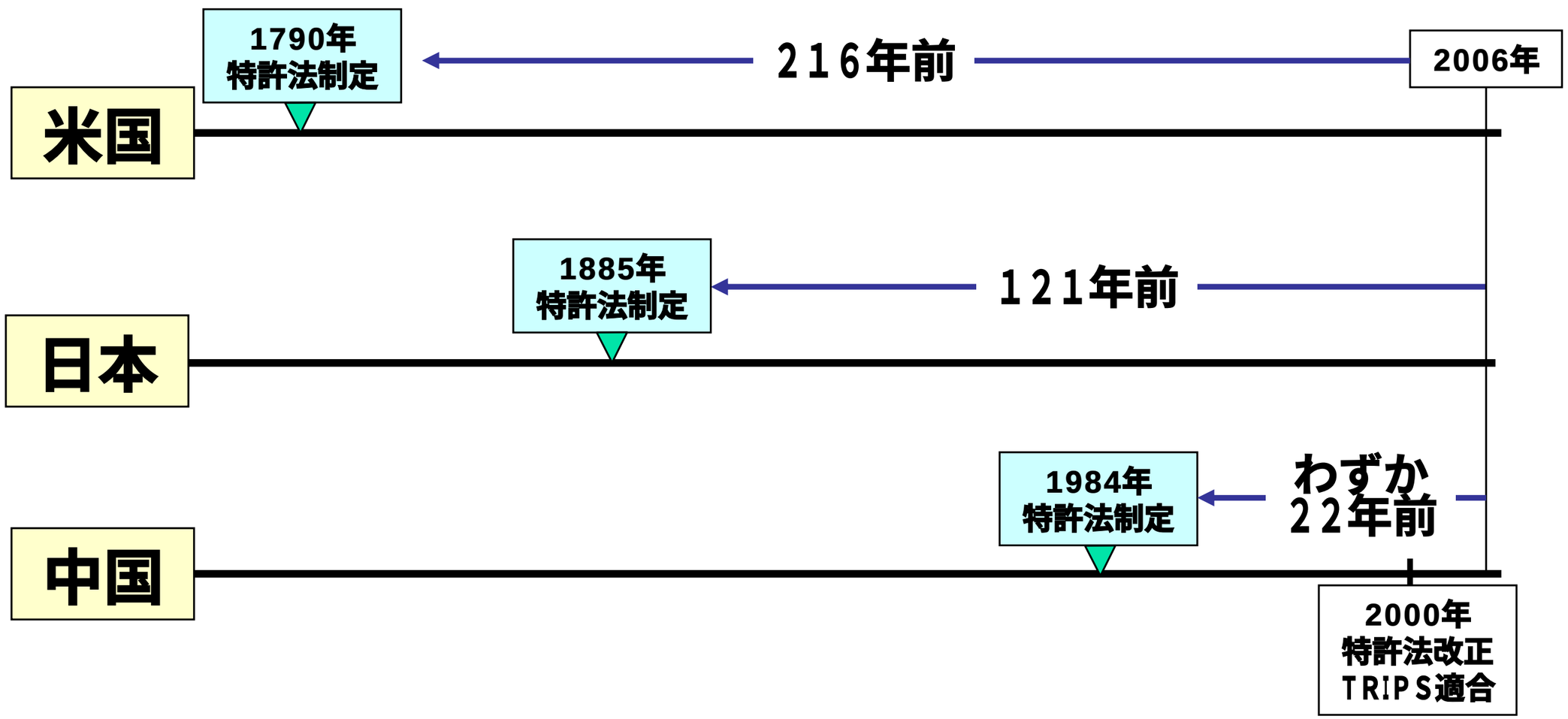

ＴＲＩＰＳ協定：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

３．時代と共に変わる知財政策

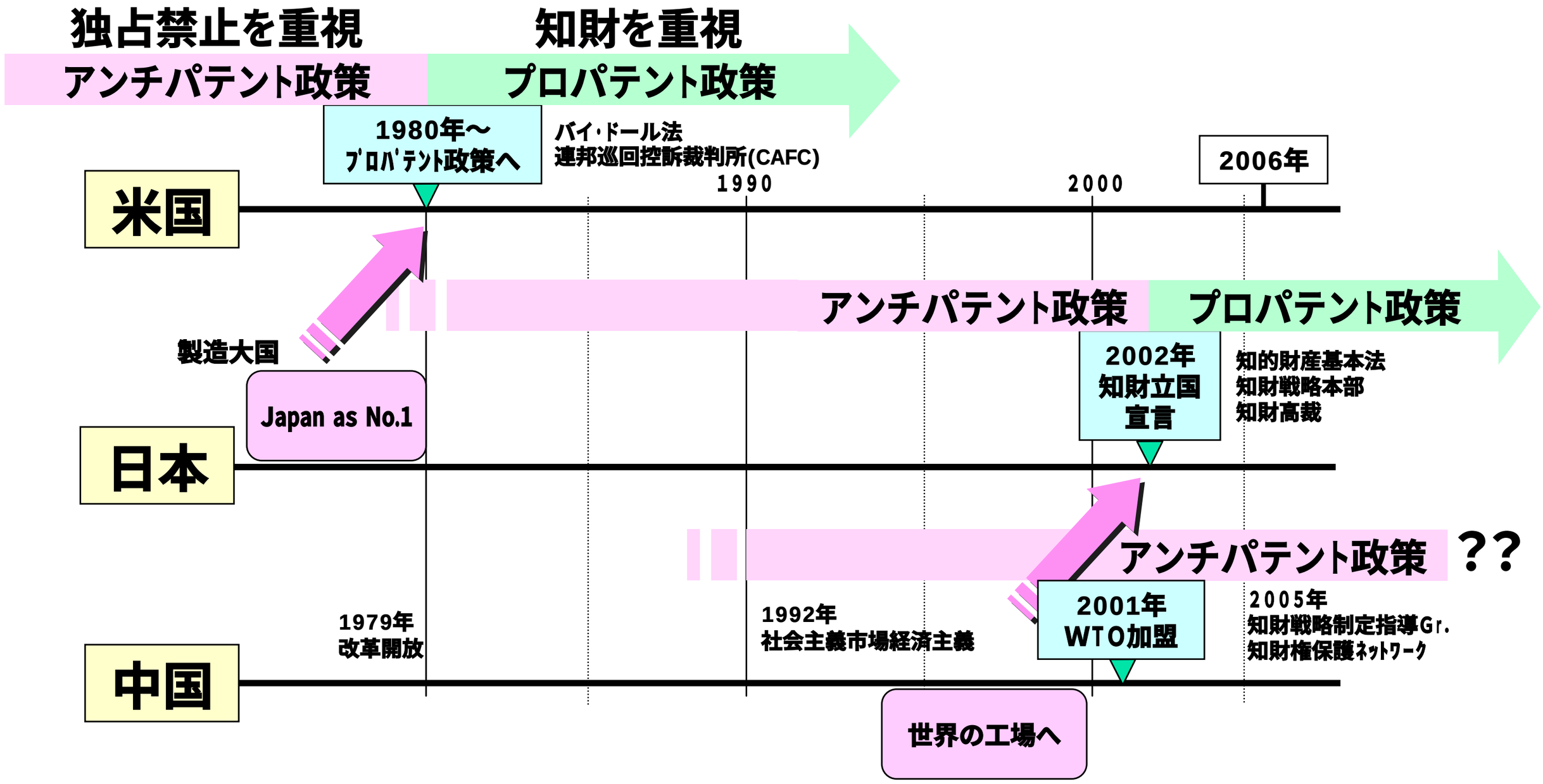

４．米国の知財政策

1978年カーター大統領 知的財産裁判機能の強化提言	→	1982年 CAFC（特許高等裁判所）創設
1979年カーター大統領 「米国産業技術政策に関する大統領教書」 技術移転促進の提言等	→	1980年 バイ・ドール法 （政府援助の研究成果を民間の開発者に帰属させる制度）
1985年レーガン大統領 「産業競争力委員会」“ヤングレポート” 国外市場での知的財産権保護強化等提言	→	1988年 スペシャル301条成立 （知的財産保護の不十分な国を優先監視する制度） 1994年 ウルグアイ・ラウンドでTRIPS成立 （知的財産保護の最低水準を設定）
1995年クリントン大統領 中国政府と模倣品対策について集中交渉	→	1995年 米中合意に基づき偽造CD等の生産拠点閉鎖

出所：http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/gov/komiya20040325.html

５．日本の知財政策

1999年11月　産業活力再生特別措置法

2001年 3月　科学技術基本計画を閣議決定

2002年 2月　小泉首相施政方針演説 - 知財立国宣言 -

2002年12月　知的財産基本法を公布

2003年 3月　知的財産戦略本部を設置

2003年 7月　知的財産推進計画2003

(知財の創造、保護、活用に関する推進計画)

2005年 4月　知的財産高等裁判所を設立

日本の知的財産推進計画

第1期
基盤整備

- 知的財産推進計画2003　２７０項目
- 知的財産推進計画2004　４００項目
- 知的財産推進計画2005　４５０項目

第2期
成果実現

- 知的財産推進計画2006　３７０項目

成果

成立した知財関連法１８件
国会提出済み法案　３件
知財高裁設立

世界最先端の
知財立国を目指す

知財重視政策の具体例

○保護期間の延長

・実用新案　6年⇒10年

・意匠　　15年⇒20年(改正予定)

○水際対策の強化(関税定率法改正履歴)

・2003年　特許・意匠権侵害品の輸入差止め可能化

・2004年　輸入者、輸出者の氏名等の情報開示

・2005年　サンプル分解検査制度

・2006年　形態模倣品、著名表示冒用製品を輸入禁制品
(不正競争防止法違反品も差止め対象)

▼

毎年法改正を実施

６．中国の知財政策

１９８３年　商標法施行　(１９９３年、２００１年改正)

１９８５年　専利法施行　(１９９２年、２０００年改正)

１９９１年　著作権法施行 (２００１年改正)

TRIPS
適合

１９９１年　コンピューターソフトウエア保護条例発布
(２００１年改正)

１９９３年　反不正当競争法施行

１９９５年　知的財産権税関保護条例発布

２００１年　半導体集積回路の回路配置保護条例発布

新動向

２００５年　知財戦略制定指導Ｇｒ設置 (知財権戦略の制定開始)

６．中国の知財政策

TRIPS
適合

１９８３年　商標法施行　（１９９３年、２００１年改正）

１９８５年　専利法施行　（１９９２年、２０００年改正）

１９９１年　著作権法施行（２００１年改正）

１９９１年　コンピューターソフトウエア保護条例発布
（２００１年改正）

１９９３年　反不正当競争法施行

１９９５年　知的財産権税関保護条例発布

２００１年　半導体集積回路の回路配置保護条例発布

２００５年　知財戦略制定指導Ｇｒ設置 (知財権戦略の制定開始)

日中知財関連法の比較

日 本	中 国	差異・問題点	改正動向	国際条約加盟状況
特許法 実用新案法 意匠法	専利法	・新規性判断における公用が世界基準でない ・意匠の実施行為に「販売の申し出」が含まれていない ・特許権侵害への刑事罰適用無し	2006年8月に改正案を公表 ・新規性判断に世界公知公用の考え方導入 ・意匠の創作非容易性条件（実体審査なしは継続）	パリ条約 ＰＣＴ（特許協力条約） ＷＩＰＯ（世界知的所有権機関）
商標法	商標法	・外国でのみ周知な未登録商標は保護されない ・類似商標による侵害行為は刑事罰の対象外	2006年4月に改正案を公表 ・検討は商標局内レベル ・権利化プロセスの健全化 ・商標権保護の強化 ・権利者へのサービス改善	マドリッド協定議定書
著作権法	著作権法			ベルヌ条約
種苗法 （ＵＰＯＶ91年条約）	植物新品種保護条例（ＵＰＯＶ78年条約）	・保護対象植物が限定		ＵＰＯＶ（植物新品種保護国際同盟）
半導体集積回路の回路配置に関する法律	集積回路配置図設計保護条例			
不正競争防止法	反不正当競争法	・商品形態を無断で使用する行為の禁止条項無し	・商品形態を無断で使用する行為の禁止条項を盛込むよう要請中	
独占禁止法	現行法無し	――――	1987年から検討 2006年6月に国務院常務会議は、起草案を論議し大筋で承認	

中国の知財政策

○2006年3月「第11次５カ年規格要綱」で知財項目が掲げられ、呉儀副総理をヘッドに、国家知識産権戦略制定作業指導Gr.を発足し、国家知識産権戦略の策定作業を開始　（2006年末までに公表を目指す）

知財権の「創造」、「保護」、「活用」、「管理」、「人材育成」等を含む総合的な知的財産権国家戦略の策定作業が行われている

苦悩する中国知財政策
（アンチパテントとプロパテント政策）

中国は技術立国を目指している

しかし、一部産業は世界レベルに有るが、全産業界を見渡すと開発力が充分でない分野も有る

技術開発を一層進める為には、開発にインセンティブ（知財法制定の根拠）を与える必要があるが、知財強化政策（プロパテント）を採ると、外国企業に更なる多額のロイヤルティを支払う事になる虞が有る

よって、産業界の発展具合と先端技術の開発促進のバランスを考慮しながらの知財政策を模索・・・・と思料

中国の技術導入

中国商務部によれば、2005年に締結された技術導入契約件数は前年比１５．１％増の９９０２件、契約額は前年比３７．５％増の１９０．５億ドルとなり、件数、金額ともに過去最高を記録した。

　契約総額のうち、ノウハウ料、特許ライセンス料、技術指導料など技術対価は６２．１％を占める１１８．３億ドルだった。

一方で進む先端技術開発

国家中長期科学技術発展計画綱要

2020年までにGDPに占める社会全体の研究開発投資の割合を2.5%以上に引き上げ、科学技術進歩の貢献率を60%以上にし、対外技術依存度を30%以下に引き下げ、中国人の年間の特許取得件数と科学論文の国際的な被引用件数をいずれも世界5位以内にすることを目指す。 2006年2月27日

徐冠華科学技術相は2005年8月25日、北京の中関村科技園区（サイエンスパーク）を基礎とし、今後、世界一流の科学技術工業パークを2、3カ所建設し、ハイテク企業を１００社育成すると表明。 北京8月２５日発新華社

中国、「神舟７号」で有人船外活動の実験を計画
2008年の打ち上げを予定

2003年10月、神船５号で初めて有人ロケット打上げに成功。
2005年10月、有人ロケット神舟６号の打上げにも成功し、
米露に次いで世界で３番目に有人ロケットを打上げに成功。
３名の宇宙飛行士が乗り込むのは神舟７号が初となる予定。

出所：新華社通信

神舟７号では軌道上に打ち上げられた別のモジュールを使って宇宙船とのドッキングの実験も行われる予定。
中国では、神舟７号で船外活動と宇宙船のドッキングの実験を行うことにより、その後に予定されている宇宙ステーションの打ち上げの成功につなげたい意向。
宇宙船自体の開発にあたってはロシアから技術供与を受け、ソユーズ宇宙船をベースにして開発が進められたこともあり、ソユーズ宇宙船に似たものとなっている。しかし、開発にあたって中国はソユーズ宇宙船の設計を大幅に変更。結果としてできた宇宙船は機能的にはソユーズ宇宙船を上回る、最先端のものとなっている。

特許出願件数比較

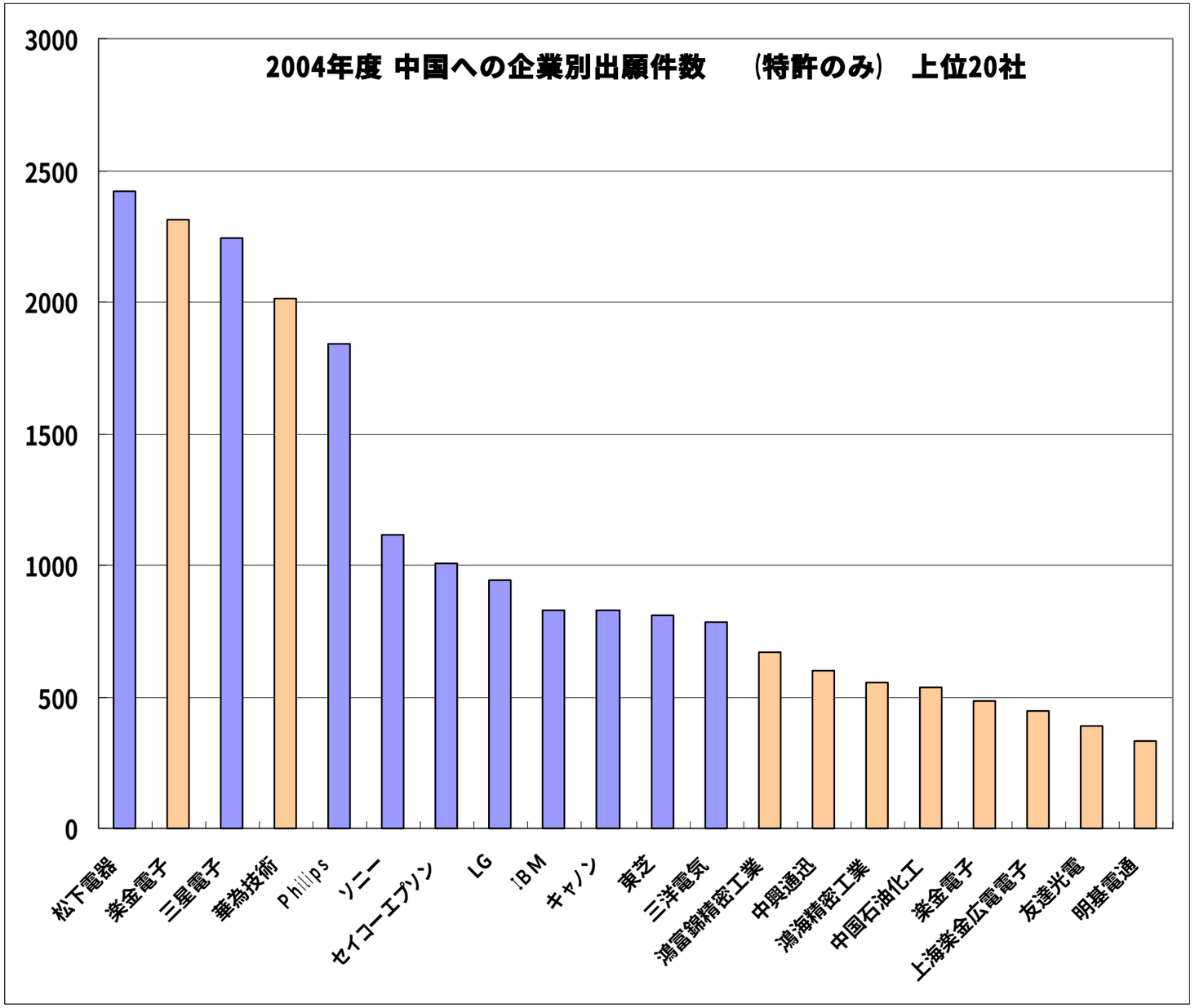

2004年度 中国への企業別出願件数
（特許のみ）

1	松下電器	日本	2423
2	楽金電子	中国	2309
3	三星電子	韓国	2241
4	華為技術	中国	2011
5	Philips	オランダ	1840
6	ソニー	日本	1112
7	セイコーエプソン	日本	1005
8	LG	韓国	940
9	IBM	米国	829
10	キャノン	日本	827
11	東芝	日本	811
12	三洋電気	日本	784
13	鴻富錦精密工業	中国	671
14	中興通迅	中国	599
15	鴻海精密工業	中国	552
16	中国石油化工	中国	532
17	楽金電子	中国	485
18	上海楽金広電電子	中国	448
19	友達光電	中国	386
20	明基電通	中国	330

７．プロパテント政策の次に来るものとは

技術標準とは

①デジュール標準

公的標準。公的で明文化され公開された手続きによって作成された標準。

（例）写真フイルム感度

ISO100
ISO400
：

②フォーラム標準

関心のある企業等が集まってフォーラムを結成して作成した標準。

（例）DVD

③デファクト標準

事実上の標準。個別企業等の標準が、市場の取捨選択・淘汰によって市場で支配的となったもの。

（例）Windows

出所：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai6/6sankou1.pdf

特許を含む国際標準の増加

- 「事後標準」から「事前標準」へのシフト※
  - 先端分野における国際標準が増加
  - 先端分野では、特許技術を含まない標準化は困難
- 自社特許を国際標準に含めるメリット
  - ロイヤリティの回収が容易
    （標準の使用＝特許の実施）
  - ロイヤリティを支払う側と
    受け取る側では大きな差

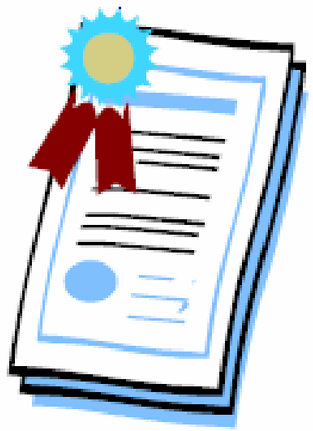

※事前標準： 製品が市場に出る前に作成される先端技術等の標準

出所：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai6/6sankou1.pdf

中国も技術標準を重視

２００６年2月、中国は「国家中長期科学技術発展計画要綱」を発表

●重要な政策と対策（9項目）

4．知的財産と技術標準戦略を展開・・・・が謳われている

東アジアにおける知的財産戦略で国際標準が焦点に

中国は国際標準においてライセンシーとなる場合が多いため，独自規格を設定して対抗する政策を進めている。
例えば，DVD分野で中国は多くのライセンス料を日本，米国，欧州の企業群（6C）に支払っているため，中国独自の知財権を含む規格，EVD（次世代DVD）を設定したことや，2004年には無線LAN分野において，独自規格のWAPI（無線LAN暗号化技術）
を強制的に採用しようとしたことは大きな注目を集めた。
最近は，欧州との共同研究開発に注力したり，2006年に予定されている貿易の技術的障壁に関する協定（TBT協定）の見直しに際してライセンス料の軽減を求めるなど，巻き返しを図っている。
出所：http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/eto20051226.html　経済産業省・工業標準調査室長　江藤 学氏に聞く

中国の標準化戦略

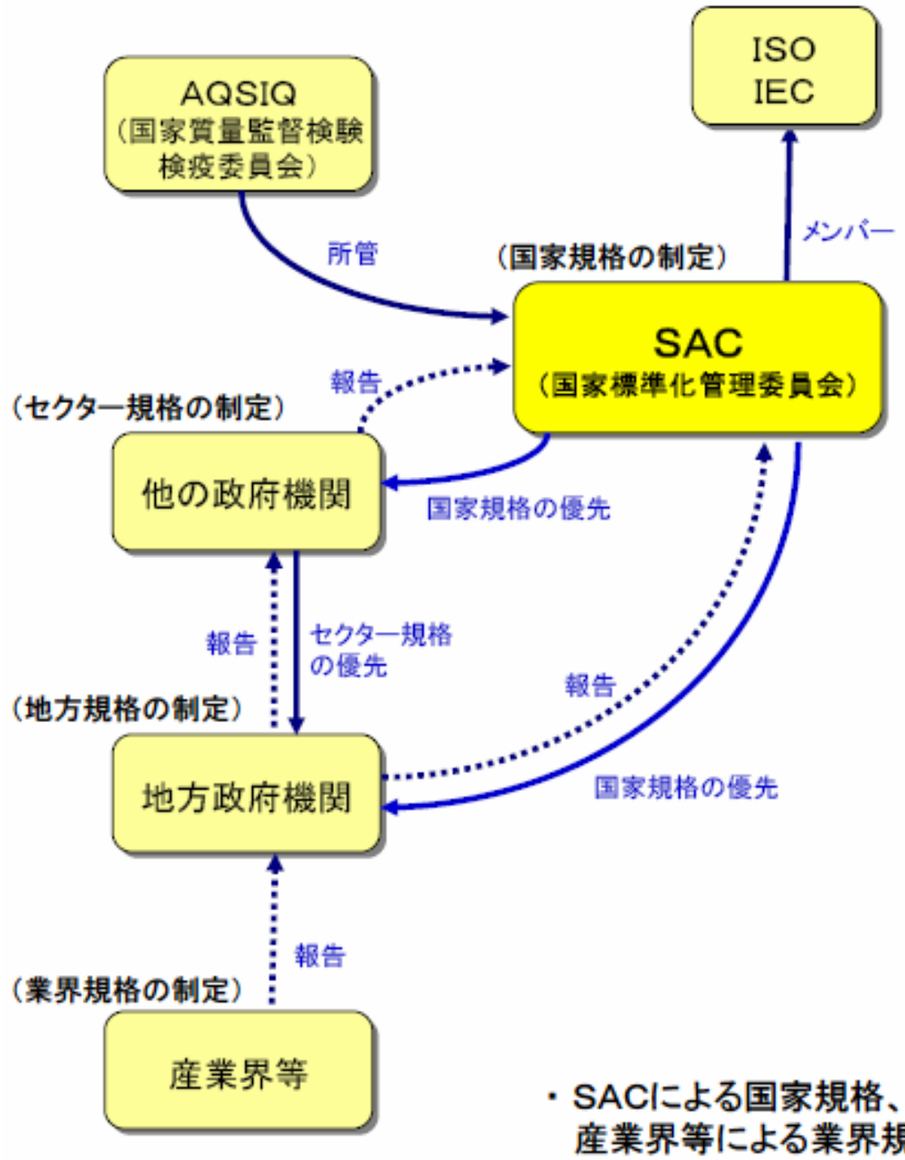

中国の標準化戦略

国家中期科学技術発展規画綱要（2006年2月）
（科学技術部作成。総書記・総理出席の「全国科学技術大会」においてオーソライズされたもの。）

八、重要施策及び措置
4. 知的財産権戦略と技術標準戦略の実施
＜抜粋＞
- 政府、業界団体は重要技術標準の制定にあたっての協調を強化し、技術標準を優先的に採用
- 強制法規と技術標準の体系構築を推進
- 標準制定と科学研究・開発・設計・製造との一体化
- 積極的に国際標準化活動に参加し、中国の標準の国際標準化を推進

・SACによる国家規格、他の政府機関によるセクター規格、地方政府機関による地方規格、産業界等による業界規格の4層構造。

出所：主要国における国際標準戦略　経済産業省

諸外国の戦略的な標準化活動

■ 欧州

- 票数の多さによる強み
- 国際標準化機関との強い連携

■ 米国

- デファクト標準に強み
- 近年デジュール標準への関与を急速に強化

■ 中国

- 国家戦略としての取組
- 提案数の増加

日中韓連携の必要性

○ 日本、中国、韓国は、生産、市場、開発など欧米市場に劣らない重要なポジションを占めている。
国際標準は「市場あっての規格」と云える。
中国の市場、人材に、日本、韓国の開発力が加われば、アジアから世界標準規格が生まれる可能性がある。

○ 中国、韓国は国際標準化活動において、活発な活動を展開しており、日本が国際標準化活動を展開していく上で、両国との協力は重要。

ご清聴ありがとうございました。